

4. 道路特定財源の見直し

平成19年12月7日の「道路特定財源の見直しについて」（政府・与党合意）においては、納税者の理解を得つつ、現行の税率水準を維持するとして、特に、

- ・ 中期計画については、道路に関連する施策や高速道路料金の引下げ等を活用しつつ、素案で掲げた目標達成に必要な事業量59兆円を確保したこと
 - ・ 地域の道路整備の促進を図るため、地方道路整備臨時交付金の改善や無利子貸付制度の創設（5年間、総額5,000億円規模）を行うこと
 - ・ 国の道路特定財源2.5兆円を活用し、高速道路料金の引下げ等、既存高速道路ネットワークの有効活用・機能強化を推進すること
- 等を盛り込んだところ。

これに基づき、平成20年度予算においては、地域づくり・まちづくりの推進を図るため、道路関連施策として、1,525億円を計上するほか、

- ①道路整備に関する地方の財政負担の軽減を図るため、新たに創設した無利子貸付に係る費用として、1,000億円
 - ②高速道路料金の引下げ、スマートインターチェンジの増設等を実施するため国が承継した債務の償還費等として、1,517億円
- を計上する。

なお、納税者の理解の得られる歳出の範囲内（自動車に関連する一般財源の歳出）で、平成19年度を上回る額を一般財源として活用する（1,927億円）。